

# 西讃ろうあ協会 規 約

## 第1章 総則

### 第1条(名 称)

本協会は、西讃ろうあ協会と称する。

### 第2条(事務所)

本協会の事務所は、観音寺市木之郷町 1116 番地 1 西讃ふくろうセンター内に置く。

### 第3条(目 的)

本協会は、香川県内に在住する聴覚障がい者の生活と権利を守り、聴覚障がい者に対する社会一般の認識を高めるための諸事業を行い、福祉の発展と充実に努めることを目的とする。

### 第4条(事 業)

本協会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 聴覚障がい者の福利厚生に関する事業
- (2) 手話奉仕員の養成・指導に関する事業
- (3) 手話通訳者の養成・指導に関する事業
- (4) 聴覚障がい者の福祉向上のための調査研究に関する事業
- (5) 聴覚障がい者の自立生活支援に関する事業
- (6) 聴覚障がい者の情報提供に関する事業
- (7) 機関紙および啓発のための刊行物の発行に関する事業
- (8) 関係官公庁および関係団体との連絡および協力に関する事業
- (9) その他本協会の目的を達成するために必要な事業

## 第2章 会員

### 第5条(種 別)

本協会の会員は、次の3種とする。

- (1) 正会員 香川県内に居住するの聴覚障がい者(身体障害者手帳を所持)で、本協会の目的に賛同して入会した者。
- (2) 賛助会員 本協会の事業を賛助するために入会した健聴者個人及び団体、香川県外居住の聴覚障がい者個人及び団体。

### 第6条(入 会)

正会員および賛助会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出し、役員会の承認を得なければならない。

### 第7条(会 費)

正会員および賛助会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

### 第8条(退 会)

- (1) 退会しようとするときは、その旨を会長に届け出なければならない。
- (2) 死亡したときは、退会したものとみなす。

### 第9条(除 名)

- (1) 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決により、これを除名することができる。
  - ① 会費を2年以上納入しないとき。
  - ② 本協会の名誉を傷つけ、目的に反する行為をしたとき。
- (2) 前項の規定により会員を除名しようとするときは、除名の議決を行う総会にお

いて、その会員に弁明の機会を与えなければならない。

#### 第10条(抛出金品の不返還)

退会、または除名された会員が既に納入した会費、その他の抛出金品は返還しない。

### 第3章 役員等

#### 第11条(役員の種類および選任)

- (1) 本協会に、次の役員を置く。
  - ① 会長 1人
  - ② 副会長 1人
  - ③ 役員(会長、副会長を含む) 若干名
  - ④ 監事 2人
- (2) 役員および監事は、総会において選任する。
- (3) 会長および副会長は、役員の内選により定める。
- (4) 役員と監事を兼任することはできない。

#### 第12条(役員の仕事)

- (1) 会長は、本協会を代表し、会務を総轄する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、役員会の議決に従い、その仕事を代行する。
- (3) 役員は、役員会を構成し、会務の執行を決定する。
- (4) 監事は、次の仕事を行う。
  - ① 資産の状況を監督すること。
  - ② 役員の仕事執行の状況を監督すること。

#### 第13条(役員の仕事)

- (1) 役員の仕事は、3年とする。但し補欠または増員により選任された役員の仕事は、前任者または現任者の残任期間とする。
- (2) 役員は、再任できる。
- (3) 役員は、辞任、または仕事満了した場合も、後任者が就任するまで、その仕事を遂行しなければならない。

#### 第14条(役員の仕事)

- (1) 役員としてふさわしくない行為があったときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決により解任することができる。
- (2) 前項の規定により解任するときは、総会において、弁明の機会を与えなければならない。

#### 第15条(顧問および相談役)

- (1) 本協会に、顧問および相談役を置くことができる。
- (2) 顧問および相談役は、役員会の議決により会長が委嘱する。
- (3) 顧問および相談役は、会長の諮問に応じ、本協会の会議に出席して意見を述べることができる。

### 第4章 総会

#### 第16条(種別)

通常総会および臨時総会の2種とする。

#### 第17条(構成)

正会員をもって構成する。

#### 第18条(権能)

この規約に別に定めるもののほか、本協会の運営に関する重要な事項を議決する。

#### 第19条(開催)

- (1) 通常総会は、毎年4月に開催する。
- (2) 臨時総会は、役員会が必要と認めたとき、または5分の1以上の正会員や監事

から目的事項を示して請求があったときに開催する。

#### 第 20 条(招 集)

- (1) 総会は会長が招集する。
- (2) 会長は、前条第 2 項の規定による請求があったときは、その請求があった日から 14 日以内に、臨時総会を招集しなければならない。
- (3) 会長は、総会を招集するときは、正会員に対し、開催しようとする日の 7 日前までに、総会の目的事項・内容・日時・場所を記載した文書をもって通知しなければならない。

#### 第 21 条(議 長)

総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

#### 第 22 条(定足数)

総会は、正会員総数の過半数の出席がなければ、開催することができない。

#### 第 23 条(議 決)

総会の議事は、この規約に別に定めるもののほか、出席した正会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

#### 第 24 条(書面表決等)

やむを得ない理由のため総会を欠席する正会員は、あらかじめ通知された事項について書面で表決することができる。また、他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合、前 22 条の出席者とみなす。

#### 第 25 条(議事録)

総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時および場所
- (2) 正会員総数
- (3) 出席正会員数
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過の概要およびその成果

## 第 5 章 役員会

#### 第 26 条(構 成)

役員会は、役員をもって構成する。

#### 第 27 条(権 能)

役員会は、この規約に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会で議決した事項の執行。
- (2) 総会に付議すべき事項。
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行。

#### 第 28 条(開 催)

役員会は、会長が必要と認めるとき、または役員現在数の 2 分の 1 以上から会議の目的事項を示して請求があったときに開催する。

#### 第 29 条(招 集)

- (1) 役員会は、会長が招集する。
- (2) 会長は、前条の規定による請求があったときは、その請求があった日から 14 日以内に役員会を招集しなければならない。
- (3) 会長は、役員会を招集するとき、役員に対し開催しようとする日の 7 日前までに、会議の目的事項・内容・日時・場所を記載した文書を通知しなければならない。

#### 第 30 条(議 長)

役員会の議長は、会長がこれにあたる。

#### 第 31 条(定足数等)

役員会には、第 22 条から第 25 条までの規定を準用する。この場合、これらの規定中

「総会」とあるのは「役員会」と、「正会員総数」とあるのは「役員現在数」と、「正会員」とあるのは「役員」と、「出席正会員数」とあるのは「出席役員数および氏名」と読み替える。但し氏名のうち書面表決者および書面委任状については、その旨を付記すること。

## 第6章 資産および会計

### 第32条(資産の構成)

本協会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 寄附金品
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 資産から生じる収入
- (5) その他の収入

### 第33条(資産の管理)

本協会の資産は会長が管理し、その方法は役員会の議決により会長が定める。

### 第34条(経費の支弁)

本協会の経費は、資産をもって支弁する。

### 第35条(事業計画および予算)

本協会の事業計画および予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に総会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

### 第36条(暫定予算)

- (1) 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないとき、会長は、役員会の議決により予算成立の日まで前年度の予算に準じて収入支出することが出来る。
- (2) 前項の規定より収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

### 第37条(会計年度)

本協会の会計年度は、毎年3月1日に始まり、翌年2月末日に終わる。

## 第7章 規約の変更および解散

### 第38条(規約の変更)

この規約は、総会における正会員総数の4分の3以上の議決により変更することができる。

### 第39条(解散)

本協会は、民法第68条第1項第2号から第4号までおよび第2項第2号の規定によるほか、総会における正会員総数の4分の3以上の議決により解散する。

### 第40条(残余財産の処分)

本協会の解散のときに存在する残余財産は、総会における正会員総数の4分の3以上の議決により本協会と類似の目的を有する団体に寄附するものとする。

### 第41条

- (1) 本協会規約は1985年(昭和60年)4月1日より施行・実施
- (2) 本協会規約は2004年(平成16年)4月4日一部改正・実施
- (3) 本協会規約は2008年(平成20年)4月6日一部改正・実施
- (4) 本協会規約は2014年(平成26年)4月6日一部改正・実施